明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働三九）　一
○国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（同四〇）　二
○電気事業法関係手数料規則の一部を改正する省令（経済産業一八）　五

〔告　示〕
○不動産の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁二）　五
○経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドラインの一部を改正する件（個人情報保護委・経済産業一）　二
○令和三年総務省告示第三百三十四号の一部を訂正する件（総務七九）　四
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産六〇七～六一七）　六
○東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通三六五）　六

〔官庁報告〕
国家試験
令和三年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　三

〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇二一年十～十二月期）（内閣府）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
日本放送協会入札、企業年金基金変更関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　六

省令

○厚生労働省令第三十九号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十三日

厚生労働大臣　後藤　茂之